

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

### 国民年金保険料の退職（失業）による特例免除

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が会社を退職（失業）されたときは、国民年金の第1号被保険者へ変更となり、保険料の納付が必要となります。しかし、退職（失業）により保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除される特例免除制度が設けられています。対象は退職（失業）された方で、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。（ただし、配偶者・世帯主

に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります）  
**必要書類等**

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（通知書等）

②失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等）

**申請・問合せ先** 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を市民課☎(275)6241または堺西年金事務所☎(243)7900へ提出

### 国民年金保険料の改正

令和5年4月分～令和6年3月分の国民年金保険料が次のとおり改正されました。

#### ▼新しい保険料（月額）

・保険料：1万6520円  
・4分の1免除：1万2390円（納付）

・半額免除：8260円（納付）

・4分の3免除：4130円（納付）

**問合せ先** 市民課☎(275)6241または堺西年金事務所☎(243)7900

## 国民健康保険

### 新しく国保に加入する方へ

新しく国民健康保険に加入した場合の保険料の計算は、資格取得日（健康保険の資格を喪失した日、健康保険の扶養家族から外れた日、転入日など）からです。この日から14日以内に資格喪失証明書・離職票等を持参のうえ、届出してください。遅れると資格取得日まで最高2年間のさかのぼって保険料を支払うこととなります。また、理由無く遅れた場合、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

#### 問合せ先 健幸づくり課

☎(275)6374



## 令和5年度 国民健康保険料の改定

保険料は、所得に応じてかかる所得割、世帯員数に応じてかかる均等割、加入者の世帯に平等にかかる平等割の3つを医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれで計算し、さらにそれらを総合計して各世帯ごとに決められます。

令和5年度の保険料が決定したので、お知らせします。 **問合せ先** 健幸づくり課☎(275)6374

### 令和5年度 改定後の国民健康保険料

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	9.18%	2.97%	2.61%
均等割	33,730円	10,584円	19,552円
平等割	33,698円	10,574円	—
最高限度額	650,000円	200,000円	170,000円

## 国民健康保険料の軽減判定

軽減判定所得が基準以下の場合、保険料の均等割と平等割が次のとおり軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合
同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の総所得等の合計額 【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	7割
【基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	5割
【基礎控除額(43万円)+53万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	2割

※1…給与所得者等は次のいずれかの条件を満たす方①給与等の収入が55万円を超える、②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える、③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える  
※2…基礎控除額等は、税法改正等により変動する場合があります。

※3…軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※4…年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6374

## 後期高齢者医療

### 令和5年度の 後期高齢者医療保険料

#### ▼大阪府令和5年度の保険料率

年間保険料(限度額66万円) ÷ 被保険者均等割額(被保険者1人あたり5万4461円) + 所得割額(被保険者の所得×所得割率11・12%)

#### ▼保険料の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(年額5万4461円)が表のとおり軽減されます。

### 令和5年度の 軽減後の均等 割額(年額)

所得の判定区分	軽減割合	令和5年度の 軽減後の均等 割額(年額)
同一世帯内の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の総所得等の合計額 【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	7割	16,338円
【基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	5割	27,230円
【基礎控除額(43万円)+53万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)]を超えないとき	2割	43,568円

規定は適用されません。

※4…年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、当面公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定を行います。

なお、軽減対象となる方の判定は、所得情報に基づいて行うので、申請の必要はありません。ただし、所得情報がない場合は後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間5割、または世帯の所得に応じて7割の均等割額が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

問合先 健康づくり課 ☎(275) 6392

または府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06(4790)2028

8

## 健康診査・人間ドック費用の助成・歯科健診

### ▼健康診査

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に対して、4月下旬～5月上旬にかけて健康診査受診券を送付します。（令和5年度中に75歳になる方には、誕生月の翌月に送付します。）受診券に記載されている有効期限までに指定医療機関等で受診してください。（年度中に1回）

受診の際は、事前に医療機関等へお問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。ただし、長期入院中や施設入所中の方は、病院・施設で健康管理が図られているため、健康診査の対象から除いています。なお、退院・退所等で状況に変化があった場合は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

### ▼人間ドック費用の一部助成

府後期高齢者医療制度の被保険者の方に人間ドックの費用の一部を助成しています。助成を受けるには、健幸づくり課へ必要書類を持参し、

申請してください。なお、助成を受けられる回数は年度中1回、2万6000円を上限としています。

**必要書類** 人間ドックの領収書、検査結果通知書等の写し、被保険者証、□座情報かわかるもの、印鑑（被保険者本人の□座へ振込とする場合は不要）

### ▼歯科健診

広域連合が指定する歯科医院等で無料で受診できるので、積極的に受診してください。（年度中に1回）

対象者には4月下旬頃に歯科医院リストを送付します。健診を受診される場合は、リスト記載の医院に事前にお問い合わせのうえ被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、次の条件に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

- ①病院または診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

**問合せ** 健幸づくり課 ☎(275)6392 または府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06(4790)2031

## 介護保険

### 介護保険料 仮徴収額通知書を送付

介護保険料は、前年の所得金額をもとに決定します。令和5年度の年間保険料は、令和4年中の所得確定後の7月に決定しますので、それまでは令和3年中の所得をもとに算出した仮徴収（暫定賦課）の保険料を納めていただきます。

### ▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を月額1万5千円以上受給されている第1号被保険者（65歳以上）の方は、年金から引き落とし（特別徴収）されます。なお、仮徴収期間（4月・6月・8月）の月割保険料は、本年2月に引き落とされた保険料と同額を徴収します。10月以降の保険料は、7月に決定される年間保険料額から仮徴収期間に徴収する保険料を差し引いた額となり、10月～翌年2月の期間で徴収します。

特別徴収の方の仮徴収額通知書は送付しませんので、ご了承ください。

### ▼普通徴収

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替等で納めていただきます。

仮徴収期間の月額保険料は、前年度の保険料をもとに暫定賦課しており、7月に年間保険料を決定し、仮徴収期間の保険料を差し引いた額を7月～翌年3月の本徴収期間で徴収します。

**問合せ** 健幸づくり課

☎(275)6329

## 税

### 路線価を公開しています

税務課では納税者の皆さんに固定資産税の評価に対するご理解を深めていただくため、評価の基礎になる路線価を公開しており、税務課で閲覧できます。

※路線価：街路に沿接する標準的な画地の1㎡あたりの価格

**問合せ** 税務課

☎(275)6109

## 地価公示価格の閲覧

令和5年の地価公示価格が国土交通省から発表されています。

地価公示価格とは、国土交通省が全国の標準的な土地を選んで、その適正な価格を皆さんにお知らせするもので、税務課・市役所2階行政資料コーナー・図書館で閲覧できます。

問合せ 税務課  
☎ (275) 6109

## 固定資産課税台帳の閲覧

令和5年度固定資産課税台帳が税務課で閲覧できます。閲覧する場合には、納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるものが必要です。なお、代理人等はこれらに加えて委任状等も必要となります。

また、所有者、納税義務者及びこれらの者から委任を受けた者に加えて、借地借家人等についても、その使用または収益の対象となる部分に限り、固定資産課税台帳を閲覧することができます。なお、借地借家人

等については、当該資格を証する書類（賃貸借契約書等）が必要です。

問合せ 税務課  
☎ (275) 6109

## 市税の納付は必ず納期限内に

市税は市の財政運営において大切な財源です。納期を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。令和5年度の市税の納期は次の表のとおりです。

令和5年度 市税の納期限		
対象税目	期別	納期限
固定資産税 都市計画税	全期前納	令和5年5月31日
	第1期分	令和5年5月31日
	第2期分	令和5年7月31日
	第3期分	令和5年12月20日
市・府民税 (普通徴収)	全期前納	令和5年6月30日
	第1期分	令和5年6月30日
	第2期分	令和5年8月31日
	第3期分	令和5年10月31日
軽自動車税	第4期分	令和6年2月29日
	全期	令和6年1月31日
軽自動車税	全期	令和5年5月31日

なお、固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の納税通知書は5月上旬、市・府民税の納税通知書は6月上旬に送付します。

問合せ 税務課 ☎ (275) 6094

## 賃貸アパート退去時の原状回復のトラブルに注意

家賃6万5千円で2年間住んだ築30年のアパートを退去した。管理会社から、壁クロス張り替え代、床工事費、ハウスクリーニング代、エアコン洗浄費など約17万円の原状回復費用を請求され、家賃の日割り返金分と敷金との差額約5万円を支払うように言われた。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄費は契約書に記載があるので払うが、壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時につぎはぎだらけだった。支払いたくない。(当事者:学生)

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter



**ポイント** 賃貸住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使っていて付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合みましょう。退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真の撮ったりして記録に残しましょう。契約する際は、契約内容や特約などをよく確認しましょう。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階  
時間 9:00~16:45  
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください  
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報 第193号」から抜粋・イラスト黒崎玄

## 各種

4月23日は

高石市議会議員・市長選挙

投票は、各投票所に投票所入場整理券を忘れずに午前7時～午後8時の間にお越しください。

また、投票日当日に投票所での投票ができない方は、次のとおり期日前投票または不在者投票ができます。  
**期日前投票期間** 4月17日～22日、いずれも午前8時30分～午後8時

**場所** 市役所別館（1階）

**問合せ** 選挙管理委員会

☎ (275) 6472

**カラスによるごみの被害を防ぐために**

カラスによるごみの散乱被害を防ぐために、生ごみを減らす、防鳥ネットやごみ箱を使う等の対策を心がけましょう。

**問合せ** 環境政策課

☎ (275) 6266

**セアカゴケグモにご注意を！**

見かけたら…素手で捕まえたり、触ったりしないで駆除する。

**駆除の方法**：クモは踏みつぶすか市販の殺虫スプレー（クモ用またはゴキブリ用）を噴霧する。卵のうは、踏みつぶすか焼却する。

**もし、かまれたら**：患部を流水でよく洗い、早く病院で治療する。可能であれば、かんだクモは殺して、病院に持っていく。

**問合せ** 環境政策課

☎ (275) 6266

**重度障がい者の方等にタクシイ等利用料金助成券を交付**

**対象** 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方

**申請・問合せ** 対象となる手帳または医療受給者証を持参し、高齢・障

がい福祉課 ☎ (275) 6294

**マイナンバーカードの時間外交付**

交付通知書（はがき）を受け取られた方で、業務時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカードを受け取ることができます。

**日時** 4月22日の午前9時～正午、4月19日・26日の午後5時30分～7時30分

**場所** 市役所本館（1階）

**問合せ** 市民課 ☎ (275) 6212

**マイナンバーカードの一部手続きの停止**

ゴールデンウィーク期間中（4月29日～5月7日）は、マイナンバーカードの交付以外の手続きができません。窓口での手続きを希望する方は、次の日程を避けてご来庁ください。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

**日時** 5月1日・2日

**問合せ** 市民課 ☎ (275) 6212

2025 大阪・関西万博  
公式キャラクター

## “ミャクミャク”ナンバープレート交付開始!



2025 大阪・関西万博のさらなる周知と機運醸成をめざして、公式キャラクター“ミャクミャク”と市がコラボしたオリジナルナンバープレートを4月から交付しています。

**交付対象** 排気量 50cc 以下の原動機付自転車

**問合せ** 税務課 ☎ (275) 6097

# まっぼっくり

## ストーカー

ストーカーとは「つきまとい行為」や「位置情報無承諾取得等」などを繰り返すこと、ストーカー規制法で規制されています。

今年1月16日に福岡市でストーカーによる殺人事件が発生しました。ストーカー規制法は、1999年10月に埼玉県桶川市で起きた事件が契機となり、2000年5月に制定されました。

ストーカー規制法におけるつきまとい行為等の例

- ① 通勤・通学途中など行く先々で待ち伏せされる。自宅付近をうろつかれる。
- ② 帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメールをしてくる。
- ③ 拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求めてくる。
- ④ 大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせられる。
- ⑤ 拒否しているにもかかわらず、携帯電話や自宅、会社に何度も電話をかけてくる。
- ⑥ 汚物や動物の死体など、不快感や嫌悪感を与えるものを自宅や職場に送りつけられる。

⑦ 名誉を傷つけるような文章などをインターネットに掲載される。

⑧ わいせつな写真などを送りつけられたり、インターネットに掲載される。

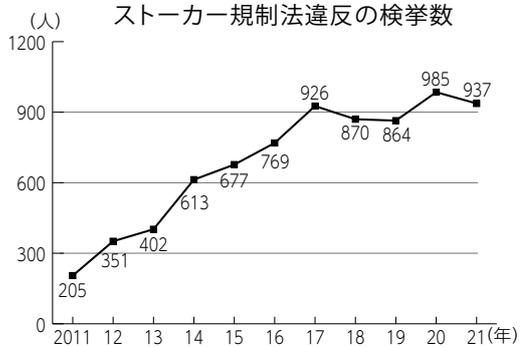
⑨ アプリケーションを用いて、スマートフォンでの位置情報を知られる。

⑩ GPS機器を取り付けられる。

これらの10の行為を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と言います。ストーカー行為は、懲役や罰金に処せられることもある犯罪です。つきまといや待ち伏せを繰り返す加害者に、警察が警告や禁止命令等を出し、悪質な場合は検挙できます。

ストーカー事案の相談等件数について、2021年では、男性2442件(12.4%)、女性1万7286件(87.6%)となっており、男性の被害者もたくさんおられます。

ストーカー規制法違反の検挙数



また、ストーカー規制法違反の検挙数は、2020年に法施行後最多を記録しました。

交際中、交際を断った後、離婚後の相手でも、相手が怖いと感ずることがあったり、つきまとわれている気がする時には、近くの警察へ相談しましょう。

人権推進課 ☎ (275) 6279



**高** 石市消防団は「自分たちのまちは自分で守る」という精神に基づき、普段自分の職業や学業を持ちながら、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には消火・警戒などの消火活動を行い、地域の防災リーダーとしての役割を担っています。あなたのまちの安全安心のため、消防団活動への参加をお願いします。

対象 市内在住または在勤で18歳以上の方

申込・問合せ先 危機管理課 ☎(275)6247